学童保育（放課後児童健全育成事業）2023年度補助単価（2023年4月4日現在）

区分他				補助単価他		
1	基本額（年間開所日数250日以上／250日の額）		1～19人	2,558,000円（2022年度2,554,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円／年額		
2			20～35人	4,734,000円（2022年度4,676,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円／年額		
3			36～45人	4,734,000円（2022年度4,676,000円）／年額　※参酌化での単価設定は下記		
4			46～70人	4,734,000円（2022年度4,676,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×69,000円（2022年度67,000円）／年額		
5			71人以上	2,917,000円／年額		
6	開所日数加算額		1支援の単位	（年間開所日数－250日）×19,000円＜1日8時間以上開所の場合＞／年額		
7	長期休業期間受入支援助成		長期休業期間に限り新たに支援の単位を設けた場合	19,000円／1日　加算		
8	長時間開所加算		平日	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×409,000円（2022年度407,000円）		
9			長期休業中等	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×184,000円（2022年度183,000円）		
10	特例分（年間開所日数200～249日）		20人以上	3,099,000円（2022年度3,071,000円）／年額		
11			1～19人	1,726,000円／年額		
12			長期休業期間に限り新たに支援の単位を設けた場合	19,000円／1日　加算		
13			長時間開所加算額	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×409,000円（2022年度407,000円）		
※	基本額（年間開所日数250日以上／250日の額）		36～45人	4,676,000円（2021年度4,672,000円）／年額	2名以上配置(1名以上資格者）＜省令通り＞	
				3,942,000円（2021年度3,940,000円）／年額	条例記述：1名以上配置。1名以上は資格者。ただし安全確保方策必要	
				4,123,000円／年額	条例記述：2名以上配置。資格者配置は求めない。ただし安全確保方策必要	
				3,300,000円／年額	条例記述：1名以上配置。資格者の配置は求めない。ただし安全確保方策必要	
放課後環境整備事業	設置促進事業		設置促進事業	12,000,000円	余裕教室・民家の既存施設を改修する。設備整備や修繕を行う。備品を揃える+耐震移転も含めての補助。国1/3、県1/3、市町村1/3	
				12,600,000円	前払い家賃がある等	
			一体型推進	13,000,000円	放課後子ども教室との一体型の目標事業量等を記載している場合	
	環境改善事業		環境改善事業	2,000,000円	ア（1）余裕教室を活用して設置すると共に、放課後子ども教室と一体的に実施する	
				5,000,000円	ア（2）幼稚園、認定こども園等を活用する場合	
				1,000,000円	開所準備経費を含まない場合（アを除く）	
				1,600,000円	開所準備経費を含む場合（アを除く）ただし、年度内に支払われたもののみ	
			障害児受け入れ	1,000,000円	受け入れのために、既存施設を改修するとき	
			倉庫設備整備	3,000,000円	余裕教室転用の際に、余裕教室の荷物を置く場所を整備	
支援事業（1支援の当たり年額）	運営支援事業		賃借料補助	3,066,000円	余裕教室等を活用しているが、待機解消のために学校外で、民家・アパート等で2015年以降に開設したクラブの賃借料の補助※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された 基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り 捨て)とする。	
			移転関連費用補助	2,500,000円	移転関連費用補助　待機児解消で移転し受け入れ児童を増やす場合	
			土地借料補助	6,100,000円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
	障害児受入推進事業		専門的知識等を有する職員を配置した場合	障害児1人以上受け入れた場合2,009,000円／年額（2022年度1,956,000円）		
	送迎支援事業			子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う学童保育に対し助成　521,000円限度／年額（2022年度507,000円）		
小規模放課後児童クラブ支援事業				19人以下の学童保育の必要経費補助625,000円（2022年度608,000円）／年		
障害児受入強化推進事業	「障害児受入推進事業」に加えて支給。専門的知識を有した人を配置すること。		障害児を3人以上5人以下受け入れる場合		2,000,000円／年額（2022年度1,956,000円）	事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り 捨て）とする
			障害児を6人以上8人以下受け入れる場合	職員を1人配置	2,000,000円／年額（2022年度1,956,000円）	
				職員を2人以上配置	4,000,000円／年額（2022年度3,912,000円）	
			障害児を9人以上受け入れる場合	職員を1人配置	2,000,000円／年額（2022年度1,956,000円）	
				職員を2人以上配置	4,000,000円／年額（2022年度3,912,000円）	
				職員を3人以上配置	6,000,000円／年額（2022年度5,868,000円）	
	医療的ケアが必要な障害児を受け入れる場合			医療的ケア児対応に必要な看護職員等専門職員を配置した場合	4,061,000円／年額	
				看護職員等が送迎支援等を実施	1,353,000円／年額	
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業				放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその他の保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費を補助 1,330,000円（2021年度 1,295,000円）／年額（1事業所当たり）		
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業				遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う　1,451,000円（2022年度1,444,000円）／年額		
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業				放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う　1か所あたり300,000円（1事業所当たり）（ただし、同じ学童保育への次の補助は3年の期間をあける）		
放課後児童クラブ利用調整支援事業（新規）				放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助1市町村当たり　4,133,000円／年額		放課後児童クラブ利用調整支援事業の実施に必要な経費
放課後児童支援員等処遇改善事業（18時半を超えて開所が条件）			常勤職員配置の場合	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成　3,158,000円限度／年額		事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする
			常勤職員又は非常勤職員配置の場合	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額を助成　1,678,000円限度／年額		
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業※1支援の単位当たり919,000円が上限			放課後児童支援員	年額131,000円（月額約1万円）		
			経験が5年以上で一定の研修を終了した放課後児童支援員	年額263,000円（月額約2万円）		
			経験が10年以上で事業所長的立場にある放課後児童支援員	年額394,000円（月額約3万円）		
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)			支援の単位ごとに次により算出された額の合計額	11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数	「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当 たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えた ものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は 賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込ま れる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定 福利費等の事業主負担分を含んでいる。	
子ども・子育て支援施設整備交付金	創設及び改築	本体工事費	新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合	62,596,000円（2022年度58,120,000円）	放課後児童クラブの創設及び改築整備 (建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。 以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費 (PFI 事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。) 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	補助率 公立の場合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 民立の場合：国2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等（設置者）1/3
			上記以外の場合	31,298,000円（2022年度29,060,000円）		
		賃借料加算		7,271,000円（2022年度6,751,000円）	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	補助率（通知の第１の 2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 民立の場合：国1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等（設置者）1/4 補助率（放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国5/6、都道府県1/12、市区町村1/12 民立の場合：国5/8、都道府県1/16、市区町村1/16、社会福祉法人等（設置者）1/4
		特殊付帯工事費		18,833,000円（2022年度17,487,000円）	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	1,661,000円（2022年度1,542,000円）	解体撤去に必要な 工事費又は工事請負 費及び仮設施設整備 に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。）	
			改築に際して仮設施設を整備する場合	2473,000円（2022年度2,296,000円）		
	拡張	本体工事費		内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		賃借料加算		7,271,000円（2022年度6,751,000円）	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る）	
		特殊付帯工事費		18,833,000円（2022年度17,487,000円）	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
	大規模修繕	本体工事費		通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		特殊付帯工事費		18,833,000円（2022年度17,487,000円）	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		仮設施設整備工事費		大規模修繕に際して仮設施設を 整備する場合は、通知の第4の3に より内閣総理大臣が必要と認めた 額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
			新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合	第8条（1）に基づく場合 93,894,000円（2022年度87,180,000円）	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるもの	【補助率】 公立の場合：国1/3、都道府県1/3、市
				第8条（2）、（3）に基づく場合 68,856,000円（2022年度63,932,000円）		

学童保育（放課後児童健全育成事業）2023年度補助単価（2023年4月4日現在）

区分他				補助単価他		
子ども・子育て支援施設整備交付金（第８条に基づく場合）	創設及び改築	本体工事費		第8条（4）に基づく場合 82,626,000円（2022年度76,718,000円）	であって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を行うために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI 事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る） 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	区町村1/3 民立の場合：国2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等（設置者）1/3 補助率（通知の第１の 2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 民立の場合：国1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等（設置者）1/4 補助率（放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国5/6、都道府県1/12、市区町村1/12 民立の場合：国5/8、都道府県1/16、市区町村1/16、社会福祉法人等（設置者）1/4 【第8条 施設・設備】 (1)小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2)放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という）を設けるほ か、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。 (3)専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 m^2以上でなければならない。なお、条例基準が、児童1人につきおおむね 1.65 m^2以上とする専用区画の面積に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該設備運営基準に適合しているものとみな している場合についても、本事業の対象とする。 (4)専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5)専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
			上記以外の場合	第8条（1）に基づく場合 46,947,000円（2022年度43,590,000円）		
				第8条（2）、（3）に基づく場合 34,428,000円（2022年度31,966,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 41,313,000円（2022年度38,359,000円）		
		賃借料加算		第8条（1）に基づく場合 10,907,000円（2022年度10,127,000円）	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
				第8条（2）、（3）に基づく場合 7,998,000円（2022年度7,426,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 9,598,000円（2022年度8,911,000円）		
		特殊付帯工事費		第8条（1）に基づく場合 28,250,000円（2022年度26,231,000円）	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
				第8条（2）、（3）に基づく場合 20,716,000円（2022年度19,236,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 24,860,000円（2022年度23,083,000円）		
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	第8条（1）に基づく場合 2,492,000円（2022年度2,313,000円）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする）	
				第8条（2）、（3）に基づく場合 1,827,000円（2022年度1,696,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 2,193,000円（2022年度2,035,000円）		
			改築に際して仮設施設を整備する場合	第8条（1）に基づく場合 3,710,000円（2022年度3,444,000円）		
				第8条（2）、（3）に基づく場合 2,720,000円（2022年度2,526,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 3,264,000円（2022年度3,031,000円）		
	拡張	本体工事費		内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		賃借料加算		第8条（1）に基づく場合 10,907,000円（2022年度10,127,000円）	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る）	
				第8条（2）、（3）に基づく場合 7,998,000円（2022年度7,426,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 9,598,000円（2022年度8,911,000円）		
		特殊付帯工事費		第8条（1）に基づく場合 28,250,000円（2022年度26,231,000円）	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
				第8条（2）、（3）に基づく場合 20,716,000円（2022年度19,236,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 24,860,000円（2022年度23,083,000円）		
育成支援の内容の質の向上			放課後児童クラブの質の向上	4,064,000円	「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中での実施 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう学童保育を巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する　補助率1/2	
			放課後児童支援員の人材確保	1,247,000円	「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望するものに対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う　　補助率1/2	
新型コロナウイルス感染症に係る地域子ども・子育て支援事業継続支援事業		地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルス の感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について 補助を行う。また、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。		新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継 続的に実施していくために必要な経費 ①緊急時の職員確保に係る費用 ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 ※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等 ②職場環境の復旧・環境整備等に係る費用 ・地域子ども・子育て支援事業所の消毒清掃費用等	利用定員19人以下	300,000円以内（1支援の単位）
					利用定員20人以上59人以下	400,000円以内（1支援の単位）
					利用定員60人以上	500,000円以内（1支援の単位）
				感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等。簡易なものを対象）	1か所等当たり1,000千円以内	
ICT化推進事業（令和4年度補正予算分）		放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必 要な経費や通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図 る。		①ICT化の推進（連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。） ②研修のオンライン化（都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。）		500,000円（1支援の単位）
				③通訳サービス等使用 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を支援する。		150,000円（1支援の単位）